

2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業業務委託に係る審査基準

2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業に係る委託事業者の選定は、大阪・関西万博奈良県実行委員会が設置する「2025年大阪・関西万博を契機としたブランディング事業業務委託事業者選定審査委員会」において、下記の選定審査基準に基づき審査する。

1 選定審査基準

(1) 評価方法

提出された企画提案資料等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション（審査会）及び提案者との質疑応答を下記（2）の評価基準に基づき評価する。

(2) 評価基準

各委員が採点

審査項目		評価基準	配点	内訳	評定	評価点				
1	業務理解度	事業目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。	10	5	評価できる やや評価できる 普通 あまり評価できない 評価できない	5点 4点 3点 2点 1点				
2	実施体制	事業目的を達成するために十分な人員体制を有し、適正に事業を実施できるスケジュールとなっているか。		5						
3	事業実施内容	(1) ブランディング対象事業者の リサーチ	80	20	評価できる やや評価できる 普通 あまり評価できない 評価できない	20点 16点 12点 8点 4点				
4		(2) リサーチした技術・商品の ブラッシュアップ		10			評価できる やや評価できる 普通 あまり評価できない 評価できない	10点 8点 6点 4点 2点		
5				25					評価できる やや評価できる 普通 あまり評価できない 評価できない	25点 20点 15点 10点 5点
6				25						
7	事業費内容	事業実施内容にかかる提案を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、経済性のある金額であるか。 予定価格に対する提案価格の割合により、以下のとおり評価する。 委託上限額の9割未満・・・・・・・・・・10点 委託上限額と同額未満から9割以上・・8点 委託上限額と同額・・・・・・・・・・6点 委託上限額を超える額・・・・・・・・・・失格	10	10	評価できる やや評価できる 普通 失格	10点 8点 6点 失格				
合計				100						

2 委託事業者選定方法

(1) 評価項目7を除き各項目5段階評価とする。（評価項目7は、評価基準のとおりとする。）

内訳が25点、20点、10点の箇所は、それぞれ5段階評価×5、×4、×2と計算する。

5：評価できる 4：やや評価できる 3：普通 2：あまり評価できない 1：評価できない

(2) 見積額が委託上限額を超えるものは失格とする。

(3) 各委員による合計得点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を委託候補者として特定する。